

高齢者が年齢に関わりなく働ける職場づくりに取り組む事業主の皆さんへ

「高齢者雇用安定助成金」のご案内

生涯現役社会の実現に向けた環境の整備に対応するため、高齢者の雇用環境整備（以下「活用促進措置」という）や高齢の有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主に対して助成するものであり、高齢者の雇用の安定を図ることを目的としています。本助成金は次の2つのコースに分けられます。

- I 高齢者の活用促進措置を行う場合に助成する「高齢者活用促進コース」
- II 50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換を実施した場合に助成する「高齢者無期雇用転換コース」

I 高齢者活用促進コース

支給金額

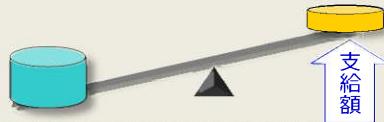
◆上限1,000万円

「活用促進措置」に要した費用^{※1}の2/3の額（中小企業以外は1/2の額）と1年以上雇用している60歳以上の雇用保険被保険者のうち活用促進措置の対象となる人数に20万円^{※2}を掛けた額とを比較して、少ない方の額を支給します。ただし、上限額は企業規模にかかわらず1,000万円となります。

＜支給額のイメージ＞

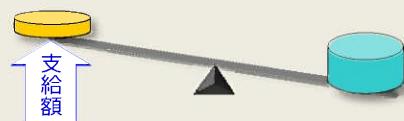
支給対象経費^{※1}の2/3（中小企業以外は1/2）と対象者数×20万円（又は30万円）^{※2}を比較して、少ない方の額が支給額となります。

【ケース①】 支給対象経費^{※1}の2/3 > 対象者数×20万円^{※2}
(中小企業以外は1/2)



→ 支給額は対象者数×20万円^{※2}
(上限1,000万円)

【ケース②】 支給対象経費^{※1}の2/3 < 対象者数×20万円^{※2}
(中小企業以外は1/2)



→ 支給額は支給対象経費^{※1}の2/3
(中小企業以外は1/2)
(上限1,000万円)

※1 活用促進措置のうち「健康管理制度の導入」（P2(4)）を実施した場合には、当該措置の実施に30万円の経費を要したものとみなします。

また、活用促進措置のうち「定年の引上げなど」（P2(5)）として、①66歳以上までの定年引上げ、②定年の定めの廃止、③65歳以上までの定年引上げ及び66歳以上の年齢までの継続雇用制度導入、のいずれかの措置を実施した場合は、当該措置の実施に100万円の経費を要したものとみなします。

※2 ①総務省の「日本標準産業分類」の建設・製造・医療・保育(小分類：811,819)・介護分野の事業主、②支給申請日の前日において、65歳以上の高齢者（高齢継続被保険者）の雇用割合が申請事業所に雇用される常用被保険者の4%以上である事業主、③活用促進措置のうち「機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善等」（P2(2)）を実施した事業主、のいずれかである場合には、対象者1人当たり30万円に引き上げます

支給要件

高年齢者を積極的に活用しようとする企業（企業規模を問わない）

この助成金を受給するには、雇用保険適用事業所の事業主であること、高年齢者雇用安定法第8条（60歳定年）と第9条（高年齢者雇用確保措置）を遵守していること、1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いることなどの要件があります。この他、以下の「活用促進措置」を実施していることが要件です。

「活用促進措置」とは

高年齢者活用促進措置の例（実施期間：2年以内）

＜雇用環境整備に関する計画の策定＞

(1) 新たな事業分野への進出など

- ・高年齢者が働きやすい事業分野への進出（新分野への進出）
- ・既存の職務内容のうち高年齢者の就労に向く作業の切り出し（職務の再設計）

(2) 機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善

- ・高年齢者が就労の機会の拡大が可能となるような機械設備、作業方法、作業環境の改善など

(3) 高年齢者の就労の機会を拡大するための雇用管理制度の導入・見直し

- ・賃金制度・能力評価制度の導入など
- ・短時間勤務制度・在宅勤務制度の導入など
- ・専門職制度の導入など
- ・研修システム・職業能力開発プログラムの開発など

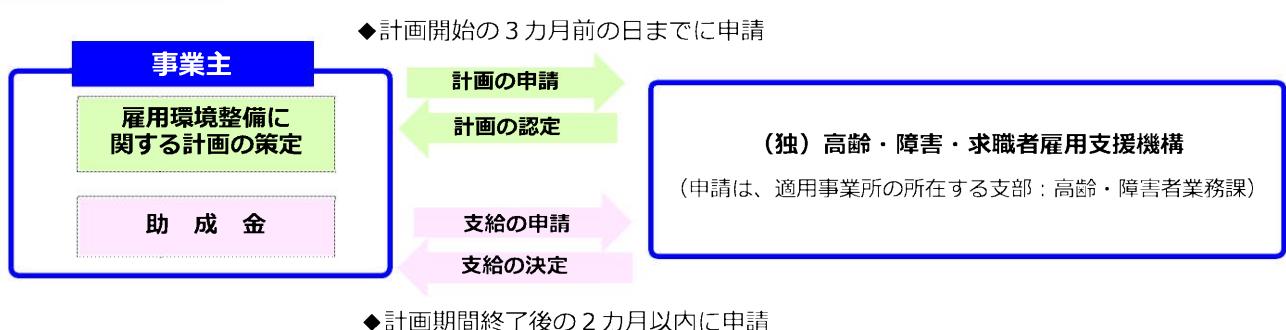
(4) 健康管理制度の導入

- ・法定外の健康診断（人間ドック、生活習慣病予防検診）の導入

(5) 定年の引上げなど

- ・定年の引上げ
- ・定年の定めの廃止
- ・希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入

手続きの流れ



II 高年齢者無期雇用転換コース

支給金額

対象労働者 1人あたり50万円（中小企業以外は40万円）
(1支給申請年度 1適用事業所当たり10人まで)

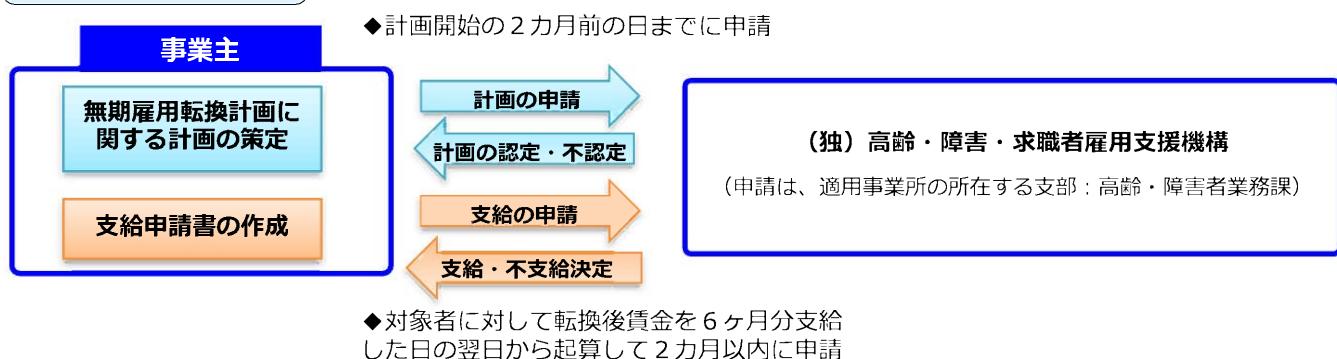
支給要件

【対象となる事業主】

⇒次の（1）～（5）に該当する事業主が対象です。

- (1) 「高年齢者無期雇用転換計画」を作成して、それについて（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出してその認定を受けていること
- (2) 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度を労働協約または就業規則その他これに準ずるものに規定していること
- (3) 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度の規定に基づき、雇用する50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換すること
- (4) 上記（2）により転換された労働者を、転換後6ヶ月以上の期間継続して雇用し、当該労働者に対して転換後6ヶ月分の賃金※を支給すること
※通常勤務をした日数が11日未満の月は除く
- (5) 無期雇用転換計画書提出日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高齢法第8条（60歳定年）又は第9条（高年齢者雇用確保措置）の規定に違反していないこと

手続きの流れ



注意事項（両コース共通）

- ・助成金の申請に関して、機構が調査をしたり、報告を求める場合があります。期限までに機構の求める書類が提出されない場合は、助成金は支給しません。
- ・不正受給を行った事業主は助成金の返還を求められることがあります。また、不正を行った事業主は機構のホームページで公表し、悪質な場合は刑事事件として告発することがあります。
- ・機構に提出した書類や添付資料の写しなどは支給決定されたときから5年間保存しなければなりません。